

平成23年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	特殊疾病アフターケア実施費	担当部局庁	労働基準局労災補償部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	昭和43年度	担当課室	補償課	河合 智則				
会計区分	労働保険特別会計労災勘定	施策名	Ⅱ 2 4 労働災害に被災した労働者等の社会復帰に向けたリハビリ等を支援する					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号	関係する計画、通知等	社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。業務災害又は通勤災害により被災された方に対し、症状固定後、必要に応じて後遺障害に付随する疾病の予防その他の保健上の措置として診察や薬剤を支給することで当該労働者の労働能力を維持させることにより、円滑な社会復帰の促進を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	症状固定後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関において診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行うもの。また、アフターケアのための通院に要する費用を支給するもの。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求		
	予算の状況	当初予算	3,325	3,674	3,412	3,449	3,352	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	3,325	3,674	3,412	3,449	3,352	
	執行額	3,149	3,195	3,180				
執行率 (%)	94.7%	87.0%	93.2%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (23年度)	
	健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。 ※平成22年度以前は成果目標を設定していない。	成果実績			—	—	—	80%
		達成度	%		—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込	
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。 ※平成22年度以前は活動指標を設定していない。	活動実績 (当初見込み)			—	—	—	—
						( )	( )	( )
単位当たりコスト	— (円/ — )		算出根拠	—				
平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由				
	委託費	3,358	3,257	支給見込みの減による減				
	旅費	60	64					
	事務費	31	31					
計	3,449	3,352						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>本経費は診察の費用等医療機関に対する必要な支払のための経費であり、その費用は公定されているため、所要額を確保する必要があるが、概算要求に当たっては、過去の実績を踏まえ適正な予算額としているところ。          なお、今後とも、既支給対象者、利用状況等を勘案し、適切に事業を行ってまいりたい。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	<p>特殊疾病アフターケア実施費については、予算と執行の乖離の要因等を精査し、予算を縮減すること。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
<p>執行実績を踏まえ給付見込額を見直したことによる削減(反映額: ▲97百万円)</p>			
補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
<p></p>			

厚生労働省  
3,180百万円(平成22年度執行額)

診察等に係る費用の支給

A. 都道府県労働局  
84百万円

健康管理手帳の交付、  
請求に係る審査等の事業管理

通院費支給

診察等に係る費用の請求

診察等に係る費用の審査、支給

通院費請求

労災指定医療機関  
(アフターケア実施医療機関)

アフターケアの実施  
(診察等)

通院

診察等

被災労働者  
(アフターケア対象者)

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
行っているかについて補足  
する) (単位: 百万円)

(うち、事務費 28百万円)

A.京都労働局			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
旅費	アフターケアの通院に係る旅費	14			
事務費	パンフレットの印刷、健康管理手帳の 発送費、消耗品費	1			
計		15	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロッ  
 クごとに最大の  
 金額が支出され  
 ている者につい  
 て記載する。費  
 目と使途の双方  
 で実情が分かる  
 ように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	京都労働局	<p>症状固定後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関において診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行うもの。</p> <p>また、アフターケアのための通院に要する費用を支給するもの。</p>	15		
2	北海道労働局	同上	11		
3	埼玉労働局	同上	10		
4	島根労働局	同上	3		
5	静岡労働局	同上	3		
6	宮城労働局	同上	2		
7	大阪労働局	同上	2		
8	大分労働局	同上	2		
9	岐阜労働局	同上	2		
10	福岡労働局	同上	2		